

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」に関する意見募集の結果について

令和8年5月29日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」について、令和8年4月10日（金）から同年5月9日（土）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	利益供与関係の範囲を血縁・近縁のみに限定しては、インターネット・SNS等を介した繋がりでの供与を見逃す事になりかねない。漏れの無い様に留意していただきたい。	本省令案は、共済契約者又は被共済者（法人）の役員又は使用人及び共済契約者又は被共済者（法人）の子法人等を規制対象とするものです。 なお、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第18条第1項第1号により、何らの名義によってするかを問わず、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条の2第3項において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第300条第1項第5号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為は禁止されます。

2	<p>本改正案に賛成します。保険業法改正に合わせ、生協法においても「密接な関係を有する者」への利益供与を禁止することは、法体系の整合性を図る観点からも妥当です。顧客本位の業務運営を徹底させるための具体的な一歩であり、共済事業全体の社会的信頼性を高めるものとして歓迎いたします。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
---	--	-----------------------